

平成20年6月議会 自由民主党改革代表質問
(荻田議員) に対する知事答弁

平成20年7月3日(木)

1 県政運営に対する所見等について

- (3) 大阪府知事をはじめとして、道州制の導入について議論されているが、奈良県知事としてどのような考えをもっているのか。

◎知事（荒井正吾）

1 道州制については、様々な検討がなされおりましたが、現時点では、その効用について、多くの疑念が存在しているものと考えております。制度の目的、設計、効果について、いずれも具体的な内容の検討が不足していると思います。道州制は統治構造の問題であり、長期的視野に立った構造的議論が必要です。いくつかを述べてみたいと思います。

2 1点目は、公共団体の多層性の問題でございます。

統治組織の階層については、日本も含め、多くの国では、国、中間自治体、基礎的自治体の3層制ということになっております。県のような中間自治体の上に道州を設置する4層制は、屋上屋を架すものであり、新たな組織をつくることにより、新たな業務及びそれに伴う経費が発生し、効果・効率性の面で疑問でございます。

一方、現在の道州制に関する議論の多くは、3層制を維持するというところでございますが、そういったしますと、いくつかの都道府県を統合して、道州を設置することになりますが、当然、都道府県を廃止し、都道府県議会をなくすことも前提とした道州制の構造でございます。中間自治体のエリアを拡げることにより、住民と自治体との距離が広がり、住民自治の概念から遠ざかることにも懸念がございます。

3 2点目は、自治体間の役割分担の問題でございます。

基礎的自治体と国の位置付けは、どの国でも似通っておりますが、中間自治体の性格、役割は多様でございます。州制度をとっておりますところと県制度をとっておりますところがございます。その機能は複雑、不明確であることが多いように思います。

中間自治体の再構成ということになりますが、地方自治組織間の役割分担を明確にしないと混乱が生じると思います。

その際、基礎的自治体（市町村）の規模、能力に大きな差があるため、小さな村と道州の関係、大都市と道州の関係は、法律上は同じでも、実際上は異なるものとせざるを得ないと思います。大阪市と道州、十津川村と道州では、法律上は同じでも実際上は大いに違う実情があろうかと思えます。

4 3点目は、自治体間の権限の分掌の問題でございます。

日本で、権限移譲と言った場合に、権限が千切って降りてまいります。権限が部分的に降りてくることが多いわけでございます。どこからが地方の責任なのか、どこからが国の責任なのか、不明確なことが多いのが問題でございます。大事なものは、国と地方組織、地方組織間の役割分担の明確さだと思います。道州の権限機能が不明確であれば、

地方組織間の事務の重複、責任の不明確さが発生すると懸念いたします。

5 4点目の論点は、道州制は地域間格差を解消するものではなく、固定するものではないかという疑念があることでございます。

欧州では、最近フランスにまいりましたが、地方分権の熱が急速に冷めてしまっています。これは、地域間競争が発生するグローバル化時代においては、地域間格差を是正する役割は、地方の組織よりも中央政府に期待されているからでございます。

6 5点目は、組織の課題を追求することが、日々の行政の解決に役立つことになるのかという問題でございます。

道州制の議論は、地方が抱えている現実の問題の解決のための即戦的努力の必要性から、目をそむけることにならないかという論をたてる人もいます。

さらに、道州制で地方の権能が強化されても、必要な財源がつかないのではないかという疑念もございます。

7 眼前の課題である地方活性化のためには、道州制よりも優先的に取り組むべき課題が何点かあると認識しております。

例えば、地方組織のキャパシティ・ビルディング（組織的能力向上）、責任の二重構造を生み出している通達行政の解消、政令指定都市と道府県の行政区域の重複解消 などでございます。

政令指定都市と道府県の行政区域の問題については、韓国では、大きな広域市と道州の行政区域は重ならないような制度になっておりますが、日本では重なっております。

8 いずれにせよ、道州制の議論が短期間に決着するとはとても考えられない事情にあると認識しております。

国、地方の組織のあり方よりも、地域間の連携という「活動」のあり方についてもっと議論し、行動する方が、より即効的で建設的だという認識を持っておる次第でございます。